

## 南北朝期祇園社における居住と住宅

辻 浩和

はじめに

中世の住宅は単なる居住空間ではない。それは相続財産であり、執務や家政の拠点であり、社会関係を構築し公示する場でもあった。一言でいえば、住宅は家内外の社会的関係の結節点であった。

貴族住宅の社会的機能をめぐっては、既に多くの蓄積がある。第宅伝領<sup>①</sup>や家政機関の研究は枚挙に暇がない。住宅における執務については、所謂官司請負制論のほか、貴族レベルでも役職の属個人性が指摘されている。<sup>④</sup>個人の住宅が執務の拠点であったからこそ、撰関就任に伴って侍所が蔵人所に改称され、あるいは検非違使別当就任に伴って侍廊が改造されるなどの事態が生じ得る。

貴族住宅には表／奥やハレ向きなどの様々な空間的性格付けがなされており、主人と客人の關係に応じて出入口や居るべき場が変化する。<sup>⑥</sup>こうして住宅は、社会関係を構築し、また内外にそれを公示する場として機能する。家主のみが住宅を穢とする裁量を有し、<sup>⑦</sup>従者が庭や門における送迎の義務を負っていることも、<sup>⑧</sup>住宅の使用と主従關係の確認とが密接に結びついていることを示している。

こうした社会關係の公示機能は、住宅内部に留まるものではない。住宅規模や門の格式などは外見から家主の身分を公示する。また、貴族の家内部の支配關係は門前・周辺領域にも及ぶとされており、第宅周辺に

は門客や家人・従者が居住し、隣人との間で互いの家支配が交錯する。こうした随近・近辺・隣人などの關係は盗犯や放火などに対して一つの社会集団として機能するという。<sup>⑨</sup>

一方、寺社の場合には、黒田俊雄氏の寺社勢力論を受けて僧房・里房をめぐる研究が進められている。まず黒田氏は、中世寺院大衆の基礎的単位を師弟關係に基づく「房主―弟子・同宿」の人間結合に求めた。これに対し、辻博之氏は「房主―弟子・同宿」結合が実態としては血縁的要素を含みこんでいることを指摘し、僧房が妻子や俗人を抱え込みつつ衆徒の諸活動を支える基盤となっていたことを明らかにした。<sup>⑩</sup>西口順子氏もまた、「僧の家」を寺院組織の基礎単位とみなし、寺辺・里房など寺院社会の外縁に僧の近親女性が住み込んで僧の衣食を助けていたことを指摘している。<sup>⑪</sup>土谷恵氏は、僧房が世俗社会における家に該当するため、房主が貴種であれば当然貴族社会における家と共通した要素を含んでくるとして、両者における家政機関の類似を指摘した。<sup>⑫</sup>以上は顕密寺院を中心とするが、最近では禅宗の塔頭についても聖と俗の接点として機能したことが論じられている。<sup>⑬</sup>総じていえば寺社社会における住宅の研究は、右に述べたような社会機能分析を中心として進展しており、建築史を中心とする空間分析<sup>⑭</sup>とは未だ有機的統合を見せていない。この点、実態解明に多分の余地を残している。

そこで本稿では、「社家記録」が日常生活に関して豊富な記録を残して

いる点に鑑み、南北朝期祇園社における居住と住宅の問題について基礎的な調査を試みたい。第一章では、山門支配下で神祇に関わり「社家」と呼ばれる祇園社執行顕詮が、どのような住宅に住んでいたのかを概観する。第二章では住宅内の施設について、第三章では住宅内外において顕詮がどのような社会関係を構築していたのかについて見ていく。

なお、以下年月日のみの記載は全て「社家記録」に拠るものとする。

## 第一章 顕詮の居住の概要

顕詮は二つの第宅を所有し使い分けている。本章ではそれぞれの使用実態とその性格について概観したい。

### 第一節 桐房

「社家記録」は康永二年（一三四三）七月以降が現存している。康永二年七月当時、顕詮は四条坊門第に住んでいたらしい。しかし度々「百度大路桐房」（七月二日条）に行っており、そこで接客を行ったり、「二宿」したりすることも多かった。これは顕詮が四月八日以降百日参社を実行していたため（七月二日条）、祇園社南大門の近くにある「百度大路桐房」が便利だったためと考えられる。なお、この第宅の表記は「百度大路」「桐房」と一定しないが、いずれも同一の第宅を指していると思われる。

八月五日、理由は不明だが、突如として「桐房ニ造作シテ可ニ移住」という話を持ち上がり、顕詮は暦博士に日時を問い合わせている。その結論がまだ出ていない八月一日、四条坊門の屋上に白骨化した首が発見されて第が三〇日穢となり、顕詮は移動を余儀なくされた。

【史料一】康永二年八月一日～一七日条

十五日、参社了。行<sup>三</sup>桐房<sup>一</sup>。茶十種。

一、此宿所<sup>四</sup>屋屋上<sup>二</sup>白骨<sup>首</sup>在<sup>レ</sup>之。東讚州下人見付<sup>四</sup>則取棄了。可<sup>レ</sup>為<sup>三</sup>卅ヶ日穢<sup>一</sup>之間、俄丑刻渡<sup>三</sup>白川<sup>一</sup>了<sup>為</sup>。具足<sup>ハ</sup>各別棟下へ取渡テ先置<sup>レ</sup>之。彼屋下ニ注連引<sup>レ</sup>之。

十六日、具足今日渡之間、西隣取<sup>三</sup>出<sup>一</sup>之。（中略）

十七日、既作<sup>レ</sup>之<sup>南</sup>地。

その移動先は「白川<sup>桐房</sup>」とされているが、この点については一考を要する。白川は当時三条通りの北を西に流れて鴨川に注いでいたとされるので（『京都市の地名』）、普通に考えれば、祇園社南大門を始発として南に伸びる百度大路沿いの「桐房」とは別の第宅と考えざるを得ない。しかし、「社家記録」から「白川」の地名を拾っていくと、「白川<sup>桐房</sup>」は「百度大路桐房」と同一の第宅とみなす方が妥当に思える。

【史料二】貞和六年（一三五〇）二月一九日条

十九日、戌刻、妙浄自<sup>三</sup>白川<sup>一</sup>移<sup>三</sup>四坊門<sup>一</sup>。

【史料三】同月二五日・二六日条

廿五日、一、行<sup>三</sup>白川<sup>一</sup>花見了。夜陰帰<sup>三</sup>坊門<sup>一</sup>了。

廿六日、安保同道花見了。於<sup>三</sup>桐房<sup>一</sup>一献沙汰了。

【史料四】観応元年（一三五〇）四月二八日条

去夜妙浄已大事之由告申之間、自<sup>三</sup>桐房<sup>一</sup>卯刻行<sup>三</sup>坊門<sup>一</sup>。聊取延。

（中略）

一、未刻為<sup>三</sup>参社<sup>一</sup>帰<sup>三</sup>白川<sup>一</sup>。酉刻又行<sup>三</sup>坊門<sup>一</sup>。（後略）

妙浄は顕詮の妻ないし姉妹と見られる女性だが、【史料二】以降数カ月間にわたって四条坊門で闘病生活を続けることになる。【史料二】直前の看病記事からは、妙浄が顕詮と同居していたことがわかる。そして顕詮はこの時期桐房に居住しており（正月一七・二四日条）、移住を示唆する記事は見当たらない。したがって「白川」は「桐房」を指している可能性が

高い。【史料三】でも、花見を行った場所として「白川」と「桐房」が同一の位相に置かれている。特に注目されるのは【史料四】で、四条坊門第から危急の知らせが来たため、顕詮が「桐房」から「坊門」に向かったこと、聊か落ち着いたので参社のため「白川」に「帰」ったことを示している。ここで「帰」が使われていることは、「桐房」と「白川」の同一性を指し示す。重要なのは「為<sup>二</sup>参社<sup>一</sup>」の部分であり、仮に白川が三条以北、岡崎辺りを指すのであれば「参社」のための利便性は低いだろう。白川＝桐房が百度大路にあったからこそ参社のために白川に帰る必要があるのである。翌二九日条に「予行<sup>二</sup>桐房<sup>一</sup>、参社。酉刻帰<sup>二</sup>坊門<sup>一</sup>」と同様の行動が記されている点もこれを傍証する。以上より、筆者は「白川（桐房）」は「百度大路桐房」の異称であると考える<sup>⑮</sup>。

さて、桐房の造作計画はこの事件によって急進するらしく、八月一日にはもう「桐房南地」に既の造作が開始されている（【史料二】）。移住に当って他にどのような施設が造作されたのかは明らかでない。八月二七日以降顕詮は二一日間の参籠を行うが、途中「百度大路」に出て沐浴しており、また結願直後に「又住<sup>二</sup>百度大路<sup>一</sup>」とされていることからすると、参籠以前に百度大路桐房に住んでいた可能性が高い。その後、少なくとも康永二年の間は基本的に桐房に住んでいたことが確認できる。貞和六（観応元）年の上半期は、妙浄の看病のため坊門と桐房を往復する日々が続くが、居住の基軸はあくまで桐房に置かれている。同年七月二日には回復した妙浄が「参社之後、来<sup>二</sup>此房<sup>一</sup>」とあり、妙浄は再び桐房で顕詮と同居を始める。下半期には時々坊門に「行<sup>二</sup>く<sup>一</sup>とある程度で、特に移住を示す記事がないため、引き続き桐房に居住していると考ええて矛盾はない。

顕詮は正平六年（一三五二）一二月二四日に執行に補される。これによって居住に変化が見られるか否かが注目されるが、結論から言えば正

平七年にも顕詮は桐房に居住し続けており、鬪茶などの私的な会合が目に見えて減少するほかは、特に変わった点が見られないようである。まず正月一四日には修正会を終えて「帰<sup>二</sup>桐房<sup>一</sup>」。その後移住を示す記事はなく、四月四日条「於<sup>二</sup>此房中<sup>一</sup>」、一月九日条「别当<sup>二</sup>吾書<sup>一</sup>、今夜<sup>戊刻</sup>於<sup>二</sup>社家<sup>一</sup>行<sup>レ</sup>之。（中略）於<sup>二</sup>持仏堂<sup>桐房</sup>行<sup>レ</sup>之」などの記述から、年間を通して桐房に居住した可能性が高い。

執行職を離れた貞治四年（一二六五）段階でも、祇園社鳥居造営の際に大工が「此房」に挨拶に来ていることから顕詮は鳥居付近の桐房に居住していた可能性が高く（『三鳥居建立記』貞治四年四月二七日条）、応安四年（一二七二）九月二六日には、有馬温泉から「百度大路留守」に言付けをしている。このように顕詮は康永二年以降一貫して桐房に居住している。応安五年七〜二月分の事を記した「社家記録」裏文書二八六に「弊坊ハ百度大路石塔西類諸職戸土門矢倉内也」とあるのも、やはり桐房の住所と見られる。

さて、百度大路の第宅が「桐房」と呼ばれているのは、右に挙げた正平七年一月九日条「於<sup>二</sup>持仏堂<sup>桐房</sup>行<sup>レ</sup>之」の記述から持仏堂に由来することが明らかである<sup>⑯</sup>。ここで注目したいのは、次の史料である。

【史料五】康永二年一〇月二日条

一、自<sup>二</sup>今日<sup>一</sup>「葉湯始<sup>レ</sup>之。於<sup>桐房</sup>三木<sup>ヤクハ、ナモギ</sup>、一草ツク。房主<sup>三法</sup>同始<sup>レ</sup>之。今日ハ三法方ヨリ焼<sup>レ</sup>之。

「桐房」において葉湯に浴することを始めたという記事だが、「房主<sup>三法</sup>」とあることから、桐房の房主は三川法眼顕聖（三法）であることが知られる。顕聖は一公文で（康永二年一〇月七日条・正平七年一月九日条等）、顕詮の門弟筆頭であり（正平七年一月二六日条）、正平七年には執行代になる人物である。「桐房」が第宅ではなく房主三川法眼のことを指す場合があるのはこのためで、康永二年九月九日条「秋八十四、岐八十一、仙

八十、宰<sup>宰</sup>七十九・・・桐<sup>三反</sup>六種<sup>六種</sup>、観応元年九月六日条「桐<sup>同前</sup>」などは明らかに人を指す用例である（傍点は筆者による）。

桐房がもともと顕聖の住房であったことは、顕詮が桐房に移住してく前の康永二年七月二四日条からうかがえる。同条には「参社。了行<sup>三</sup>法許<sup>一</sup>。酒出<sup>レ</sup>之」とあり、参社のついでに寄っていることから「三法許」は祇園社に近い桐房を指していると思われる。仁和寺の小輔僧都が顕詮のいない「百度大路」に一宿し、宰相房に同道されて四条坊門に来ていこと（七月二日条）も、「百度大路」に住む人物の存在をうかがわせる。顕詮の移住後、顕聖が顕詮と別の場所にいたらしき場合もあるが（貞和六年正月二日条・正平七年七月一日条など）、基本的には顕聖は自坊である桐房に住んでいたと考えられる。来客に三法（房主）が酒を出している例<sup>⑧</sup>、また顕詮が急な出費を工面するために妙浄・三法に借用している例<sup>⑨</sup>、要求された書類をすぐに三法に書かせている例（正平七年七月二七日条）などは、同居を想定した方が理解しやすい。先に述べた通り、顕詮は少なくとも三〇年余りの長期に亘って桐房をメインの住居とし続けている。顕詮と顕聖との間には、それを可能にするだけの強い人間関係を想定する必要があるだろう。<sup>⑩</sup>

桐房は参社のために便宜の良い場所であり、参籠時の一時退出や沐浴などに用いられる。また、社家の住房として、接客や交渉、社僧評定（正平七年四月四日条）、山門僧の宿泊受人の場になるほか、仏名神事（観応元年一月一日条・二二日条）など恒例神事の経営拠点、また別当吉書などの儀式会場（正平七年二月九日条）としても機能した。正月の参賀・坊中祝・部屋事・節供下行などによって「坊中」の結束を固める儀式も行われている。一方で、もともと僧房であるため、仏事の場となる事があり、康永二年一月二二日には稚児の出家が行われている。<sup>⑪</sup> 応安四年七月一八日には「越前法橋良詮」のために四十九日仏事が執り行われた。<sup>⑫</sup>

## 第二節 四条坊門第

前節で述べたように、康永二年八月の触穢以降、顕詮は四条坊門から桐房に移住する。その後ほどなく、触穢期間も明けきらない同年九月八日には山口彈正左衛門の母が「四条坊門宿所」に移り住んだという記事が見える。同年一〇月七日に山口から「坊門宿所」を貸してくれたことの礼状が届いているので、顕詮は空き家になった四条坊門第を山口の母に貸し出していたらしい。<sup>⑬</sup> 但し、礼状に対して「奥<sup>三</sup>、老母居住之間難治」と答えているので、顕詮が桐房に移り山口の母が移住してきた後も、顕詮老母が引き続き四条坊門に住んでいたことがわかる。この老母がその後どうなったのか不明だが、一〇月二三日には山口彈正左衛門自身も清水から四条坊門に移住してきた。山口はその後すぐに東国下向することとなり、一月二四日以前に四条坊門を離れる。一月一八日には顕詮が四条坊門に行つて沐浴・一宿しているので、四条坊門第は約二ヶ月間山口母子に貸されていたことになる。以後も四条坊門第は度々人に貸し出されており、康永二年二月七日から翌年七日までは藤田五郎が「坊門ノ北向」（康永二年二月三〇日条）に寄宿する。貞和六年正月一四日には高丹州（高師詮）から四条坊門の貸し出しを依頼されたが「横地」の上洛と指し合うとして断っている。横地は不明だが、『花宮三代記』応安三年四月九日条には足利義満に供奉する帯刀として「横地左京亮」の名が見える。同族の可能性があらう（田中誠氏のご教示による）。観応元年二月から七月二日までは前述したように妙浄の療養所として利用されたため貸し出しの記録はないが、八月二〇日になると上洛したばかりの諏訪神左衛門から借用の申し出があり、九月二日、諏訪の越中下向まで貸し出している。諏訪神左衛門は神氏小坂氏の諏訪頼貞（円忠）で、足利尊氏に仕え、子孫は幕府奉行人をつとめた（小林計一郎「諏訪氏と神党」『信濃中

世史考』吉川弘文館、一九八二（初出一九六七）および村石正行「室町幕府奉行人諏訪氏の基礎的考察」（『長野県立歴史館研究紀要』一一、二〇〇五）。

このように、四条坊門第を借り受けているのは武士や幕府関係者と見られる人物が多い。四条坊門第の東西位置がわからないため確証はないが、顕詮宅は幕府への出仕に便利な場所にあったと見られる。山口・藤田に第宅を貸した康永二年には三条坊門高倉北の等持寺に足利尊氏が居住している。横地・諏訪に貸した貞和六〇観応元年には、尊氏が土御門高倉に移るものの、三条坊門高倉南の足利直義三条坊門第に足利義詮が借住している。田坂泰之氏に拠れば、尊氏將軍期においてはこれら尊氏・直義第を核として、下京一帯、とりわけ京極通り付近に武士の中心的居住区域が想定されるという。したがって顕詮の四条坊門第も、洛中東部にあった可能性が高いといえよう。顕詮は洛中の武家・公家を歴訪する際、しばしば四条坊門第に宿泊するが、基本的に居住はしない。その点に、在京武士たちが便宜を見出したものと推定される。

観応元年一月一七日・二〇日には桐房から坊門へ「文書杉櫃」が合計一六合、「大カラビツ」が一合遣わされている。一月三日に大門の執行宅に強盗が入ったことを受けて文書を避難させたものであろうか。

その他、四条坊門第では茶葉の調製が行われており（観応元年三月一日・二三日条）、また忌年仏事が行われることもあった（同年三月二六日・二八日円智二三年仏事）。

このように、四条坊門第はサブの第宅として様々な便宜に供されている。康永二年以降メインの第宅となる事はなかったが、それでも、祇園社に仕える顕詮が京中に第宅を保持し続けていた点には、武家の御師としての顕詮個人の立場が、加えて正平六年末以降は武家・公家との交渉事に多く関わる実務統括者としての執行の立場が反映されているように思われる。

なお桐房が「此房」と表記されるのに対して四条坊門第は「家中」と表記されること（康永二年七月二二日条「就悪口家中騒動了」、四条坊門第は接客・対面にも用いられるが、今出川殿が来たときには「無御坐所」ことを理由に参社しており、あまり貴人向けの第宅ではなかったこと（同年八月一日条）などを付言しておく。

## 第二章 顕詮第の空間構成

本章では、二つの第宅のより詳しい内部構成を探ってみよう。

### 第一節 桐房

#### (一) 中核施設

桐房の中核となるのは、持仏堂と客殿であった。

【史料六】正平七年二月九日条

一、別当吉書、今夜<sup>成刻</sup>於<sup>レ</sup>社家<sup>レ</sup>行<sup>レ</sup>之。印鑑奉<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>之。於<sup>レ</sup>持仏堂<sup>桐</sup>行<sup>レ</sup>之。則奉<sup>三</sup>安<sup>二</sup>置于同所<sup>一</sup>了。（中略）

一、公文座酒肴事、於<sup>レ</sup>吉書<sup>一</sup>者、於<sup>レ</sup>持仏堂<sup>一</sup>雖<sup>レ</sup>行<sup>レ</sup>之、至<sup>三</sup>于盃酌<sup>一</sup>者、於<sup>三</sup>客殿<sup>一</sup>行<sup>レ</sup>之。（後略）

持仏堂の本尊は不明だが、応安五年一二月五日・九日には不動・小毘沙・地藏の修理が行われており、持仏堂と関連する可能性がある。

応安五年一月一八日条・二四日条では番匠二人が「南向客殿」の上葺を沙汰しているので、客殿は南側の空間にあったものと思われる。なお、上葺の材料として樽が用意されているので、柿葺きあるいは板葺の可能性が高い。客殿は天龍寺塔頭妙智院や相国寺塔頭普広院などでは独立建物として描かれており、桐房でも同様と見られる。

#### (二) 家政に関わる建物群

次に家政に関わる建物について検討を加える。

桐房には「台所」があり、元日に坊人の専当・宮仕等が来て「例式祝」（坊中祝）が行われる（正平七年正月二日条）。坊人以外の一般専当・宮仕は別の場所で参賀・対面しているので、「台所」での儀式は坊人統制に關わって特別な意味を担ったものと推測されるが、実態は詳らかにし得ない。

顕詮は応安五年の初め頃までは出行に馬を用いることが多く、桐房にも厩を設けていた。まず桐房移住直後の康永二年八月一七日には「桐房南地」（敷地外の隣接地か）に厩を作っており（史料1）、観応元年一月一五日には「西副」に立て直している。あまり規模の大きな厩ではなかったはずで、康永二年一二月には梶原甲斐守から河原毛の馬を買った直後にそれまで飼っていた鹿毛馬を売却している。観応元年六月二日には、馬の血を取る（瀉血する）ために乗馬を北坂山城坊のもとに遣わした結果、乗物が無くなり西大路月次会に参加できなくなっている。同年九月二四日には鹿毛の馬が北坂山城房で治療中に死んだため、顕詮は他人の馬を借用している（一〇月四日・八日・一〇日・一一日条）。このように、基本的には一疋の馬を飼っていたものと考えられるが、これに加えて神馬として奉納された馬の一部が顕詮の厩で管理され、短期間で博労に売却されることがあった。③ 客人の馬を繋ぐスペースも必要となるので、厩には二、三疋程度を収容できる規模があったとみられる。顕詮の馬は客人の送迎に用いられるほか（康永二年九月二日条、観応元年四月二八日条）、度々借用依頼を受けて貸し出している。④ なお、貴族住宅では厩が家政機関の一つとして組織化され、家人統制のための拘禁場所ともなっているが、そうした例は見られなかった。

牛小屋や車寄せについての記述はないが、顕詮は度々懸牛を貸し出している。⑤ こうした牛の収容施設があったはずである。貞和六年正月

一三日条では車・牛・牛飼をセットで貸し出している。但し車は増智律師に借用しているので、牛と牛飼のみを持っていたことなるうか。

第一章第二節で述べたように、顕詮は桐房に多量の文書櫃を有していた。これらの収納場所が問題となるが、収納施設をうかがわせる記述は見出せなかった。一点気になるのは、「百度大路東頼土倉」が「社家神供所」とされている点である（正平七年三月一四日条）。祇園社の「神供所」は神殿の北東に所在するが（『祇園社絵図』、右にいう「社家神供所」の位置はこれと異なっており、両者の関係についてはよくわからない。ただ、社家の神供所と書かれているからには、顕詮の権限がより強く及ぶ施設であったことが推測される。仮にこの「土倉」に社家の私的収納所としての性格が見いだせるのであれば、桐房から百度大路を挟んだ向かいに及ぶ有機的な空間使用を示す可能性があるといえよう。

このように、家政に関わる建物の実態は不明な点が多く、台所を除けば坊人統制との関わりも確認できない。

### （三）その他の施設

以下では、その他の住宅内施設について気が付いた点を列挙する。

まず、アプローチの存在について考えてみたい。観応元年七月五日条では、鬮茶中の来客に対して顕詮が居留守をつかい「他行之由」を返答させている。⑥ 応安五年九月九日にも同様に「留守之由」を返答した上で「神」に問答をさせている。また観応元年十一月四日条丹後都維那恒惠の来訪に対しては「可<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>之由返答了。不<sub>二</sub>対面<sub>一</sub>」とあり、対面しないまま伝言を伝えさせている。これらの事例では、顕詮が実際にいる場所とは離れた所で、客人への応対がなされている。したがって房内には、客人が案内を請い、それに対して家人が応対・取次ぎを行うための玄関があったはずである。

なお、顕詮留守中における文書の受け取りや伝言も、こうした空間で

行われていたと考えられる。顕詮は観応元年六月二日条には堯阿と左近入道を、応安四年九月二八日からの有馬下向に際しては北坂・民部などを留守に置いて出かけているため、他行の際には留守役を指定していたと見られる。これら留守役は、基本的には用件の聴取と伝言・文書の預かりを行っていた。観応元年八月五日条では他行の間にやってきた了種房が供米について申置いており、彼は同二四日にも留守中に訪ねてきたため、詮祐が問答したという。<sup>33</sup> 正平七年五月二八日には留守中に到来した事書の内容を顕詮が把握しているので、留守役が事書を預かったものとみられる。ただし、留守役が単なる取次以上の動きを見せる場合もあり、例えば正平七年一月三日には、使者に進物を付すようにとの貫首御教書が届いたため、取り急ぎ三貫を沙汰したという。この場合は留守役の判断で金銭の調達と受け渡しが行われた可能性が高い。

さて、桐房には「庭」があった（観応元年七月一日条）。「南庭新砂敷<sub>レ</sub>之。又石少々立<sub>二</sub>置之<sub>一</sub>」とあるので、庭は砂敷きで景石が建てられており（応安五年八月一日条）、「南向砂壇」に銀杏が植えられていた（同年七月二六日条・八月九日条）、他に菊（康永二年一月二九日条）、月桂樹やつつじ（応安五年九月一三日条）、松（同年一月一日条）などが植わっていた。「泉間石舟居<sub>レ</sub>之」とあるので複数の泉があり（同年七月二二日条）、「瀧」や「北ノ橋」がかかっていた（同年一月一日条）。橋は石橋だったと見られる（同年九月一日条）。かなり本格的な庭と言えよう。

【史料五】に薬湯を焼くとあるが、これは薬湯に「浴」したことを意味している。<sup>34</sup> したがって桐房には湯屋があったと思われる。このことはしばしば桐房で沐浴が行われていることも関連するが、もともと桐房にあったものか、顕詮の移住後に整備されたものかはわからない。一方で、風呂はなかったらしく、しばしば執行や霊山などの風呂を借りに行っている。

その他の施設として独立の屋根を持つ「隔殿」（観応元年一月三日条）

などがある。なお、「東向モガリ退<sub>レ</sub>之、石舟居<sub>レ</sub>之」（応安五年七月二二日条）とあるように、房内は中垣によって区切られていた。「中局戸障子」（応安五年二月七日条）という記述から、室内は障子などの障壁具で間仕切られている。

空間的性質を示す語として、「内方」の用例が注目される。この語は、通常古記録の用例では妻か、あるいは特定施設の内側を指すことが多いが、「社家記録」の用例では「奥」に近い意味で使っていると思われる。<sup>35</sup>

## 第二節 四条坊門第

桐房と比べ、四条坊門の細部についてはわからない点が多い。ただ、【史料二】に「別棟」とあるのは状況からみて四条坊門第内のこととみられるので、恐らく複数の建物が存在していたと思われる。敷地全体が垣で囲われている場合には敷地全体が穢となるが、垣で囲われていない場合、あるいは中垣で隔てられ別門を持つ場合には家屋内部のみの穢で済む。【史料二】で穢れた「屋」から「別棟」への具足移動が行われているのは、両建物が隔てられていたか、あるいは四条坊門第全体が垣を持たなかったかのいずれかによるものだろう。<sup>36</sup>

第内には、まず厩の存在が推定される。康永二年七月二四日、顕詮は倉栖のもとから贈られたヒバリ毛の馬を売却している。倉栖との対面は同月一三日に見えるのみなので、一〇日余りの間、この馬は四条坊門第において飼われていた可能性が高い。

次に、「西向日蔽」「西向ノ日蔽」（康永二年七月八九日条）、「北向ノ障子」（同二二日条）等の記述から、内部には「西向」「北向」等の空間認識が存在した。このうち「北向」は、坊人統制に用いられていた可能性がある。即ち康永二年二月三〇日条には、

【史料七】

一、今年歳末米下行分、  
 専当・宮仕朝拜在所無之上、依<sup>藤田五郎寄宿坊門ノ北向<sup>二</sup>候之間</sup>、米六斗（略）  
 下<sup>二</sup>行之<sup>一</sup>（後略）

とある。傍書の「藤田五郎寄<sup>一</sup>宿坊門ノ北向<sup>二</sup>候之間、」は、文脈上「専当・宮仕朝拜在所無」に接続すると思われる、この記事は「坊門ノ北向」が本来坊人の元日朝拜に用いられていたことを意味している。顕詮が既に桐房に移ったこの段階で、なぜ四条坊門第が用いられるのかはよくわからないが、八月の移住から日が浅いことを考えると、前述した桐房の「台所」が未成立だった可能性も想定されよう。少なくとも、元日参賀において「坊門ノ北向」と桐房の「台所」が果たす機能は共通している。

なお、第一章第二節で述べたように、顕詮の移住後も四条坊門第には老母が居住し続け、一時期山口弾正母子と同居していたとみられる。その居住空間は「奥」（康永二年一〇月七日条）と表現されており、四条坊門第に「表」「奥」の空間認識が存在したことが判明する。ただ、「北向」には一二月段階で藤田五郎が寄宿しているため、「奥」と「北向」との関係は不明とせざるを得ない。

### 第三章 第内外の社会関係

本章では、第内にとどのような人々が居住していたのか、また第宅の近隣とどのような関係が結ばれていたのかについて気が付いた点を列挙する。

#### 第一節 桐房

##### (一) 家族・同宿・門弟など

・妙浄

第一章第一節で既に述べた通り、妙浄は顕詮と同居しており、妙浄が病気で別居を余儀なくされた際には顕詮が足繁く看病に通っている。このことから、妙浄は恐らく顕詮の妻ないし独身姉妹と考えられる。四条坊門第に老母を残したまま顕詮と共に桐房に移る点、顕詮への来客に対して妙浄からも引出物を出している点（貞和六年正月二日条）などを踏まえると、妻の可能性が高いだろう。顕詮は妙浄が病死に備えて讓状を作成した際にも関与している（観応元年四月五日条）。

妙浄は本復後、再び桐房に移ってくる。その後は所見が減少するため、動向に不明な点が多い。ただ、応安五年一〇月一七日には、妙浄が見た夢のことについて円覚が召請されている。こうした日常の様子が見られていることから、妙浄と顕詮はこの時期に至るまで基本的に同居していたものと思われる。

##### ・顕深

顕詮の息子とされる人物に顕深がいる。顕深は後に執行になる人物だが、裏文書一〇三の顕詮書状には「同宿顕深律師」とあり、「同宿」に俗縁が含まれるとした辻博之氏の研究を踏まえるならば、<sup>④</sup>確かに顕深は真弟の可能性が高いといえよう。

顕深がどこに住んでいたのかはよくわからない点が多いのだが、観応元年一月一八日には医師良阿が桐房に「来」て顕深の風気を治療しているため、この時点では顕詮と同居していたものとみられる。この頃顕深に関して「行」「来」等の記載が見られないのもそのためだろう。

一方、顕深が執行として所見する応安五年（一三七二）八月一日条には、顕詮が「行<sup>二</sup>執行僧都許<sup>一</sup>談合」とあり、この頃には両者が別居していたことが知られるが、別居が執行職補任に伴うものであったかどうかは不明とせざるを得ない。<sup>⑤</sup> 応安五年時点の居住地は詳らかにし得ないものの、その後顕深は百度大路に移り住んだと思われる。即ち顕深は、永和元年



(二三七五) 一二月一五日に四条道場時衆明一房から「祇園百度大路石塔西類橋爪堂北地」を譲られており、永和三年六月二六日作成の目録によれば、同地の文書と併せて「明一御房地戌亥角地券」「戌亥角地藤井方沽却文書」などを所持していることから、おそらく永和年間に橋詰堂北の辺りの土地を集積していたものと考えられる。一方、桐房に関する地券は目録に見えない。以上の事実は、顕深が桐房を受け継いだわけではないことを示している。門弟の僧房を使っていた父顕詮とは異なり、顕深が百度大路の地に新たに土地を得ている点は、「家」の要件である家地取得の面から注目される。顕深の代、特に至徳年間(一三八四～八七)以後には宝寿院号が定着するとされているが、右の如き家地の取得がその一前提を成していたといえるのではなからうか。

#### ・門弟など

顕詮の門弟である三川法眼顕聖が、桐房房主として基本的に顕詮と同居していたと見られることは第一章第一節に前述した。ただし、他の門弟や坊人などの第宅内居住については殆ど確認されない。

#### (二) 中間・下部・女房・下女など

顕詮は中間を役使しており、観応元年七月七日節供の記事によれば、その数は二人ほどであったことが知られる。さて応安五年一〇月二日・三日条には、千代王の白小袖が「中間部屋」において紛失したため面々に起請文を提出させたとの記事があり、中間は「部屋」を与えられていたことがわかる。本稿の関心からは、中間が通いなのか住み込みなのかの問題となるが、その点に関しては同年一月九日条から判明する。即ち「中間五郎男」が病氣になり、「病者無用之間」追放された事例で、追放された五郎は「ぬ中」へ下っているため、近くに自らの宿所を持って通っていたとは考え難い。したがって五郎をはじめとする中間は、基本的に第内の「中間部屋」に居住していたものと思われる。

なお、「猶穴不足之間、以<sub>三</sub>此房下部掘<sub>レ</sub>之」との記述から、房内には下部もいたことがわかるが、具体的な居住形態は不明である。<sup>46</sup>

房内には家族以外の女性が多く存在したようである。

靈山風呂、自<sub>レ</sub>是焼<sub>レ</sub>之。女性等入(応安四年七月三〇日条)

靈山風呂、自<sub>レ</sub>是焼<sub>レ</sub>之。・・・女房達同入<sub>二</sub>風呂<sub>一</sub>

(応安五年八月三〇日条)

衣物、石原女房達・下女等二給<sub>レ</sub>之(応安五年一月一六日条)

右の記述からは、房内に複数の女性がおおり、女房・下女などの階層化がなされていたことが判明する。<sup>47</sup>彼女たちは妙浄などの女性家族に奉仕したものと推定される。僧房内に女子が常駐していることから、桐房は里房に近い性格を有したと考えられよう。<sup>48</sup>

#### (三) 隣人関係

第二章第一節で「百度大路東頼土倉」に言及し、桐房の社会関係が近隣に及んでいた可能性を指摘したが、それを実際に裏付ける史料には恵まれない。ただ、顕詮が百度大路桐房に移って一月余り経った康永二年九月二九日、「北隣百度大路頼土倉、今日壊<sub>レ</sub>之渡<sub>二</sub>他所<sub>一</sub>」との記述がある。移住直後の八月一七日に「桐房南地」の厩が作られている点(史料二)も考慮すると、顕詮の移住に伴って近隣に付属施設が作られた可能性が高いのではなからうか。中世前期には、内裏・院御所や有力貴族の第宅周辺に近臣・家人が集住しており、主の移動に伴って集住と解体が繰り返されたことがわかつている。<sup>49</sup>祇園社社僧の門閥化は顕詮の頃から始まるとされており、康永年間の顕詮が果たしてどの程度門閥化を進められていたのかは不明とせざるを得ないものの、「北隣」に門弟・坊人が住まっていた可能性もあわせて考慮に入れておきたい。

## 第二節 四条坊門第

四条坊門には第一章第二節で前述の通り、顕詮の老母が住んでいた。近隣との関係としては、【史料一】が注目される。まず、同史料では「東讃州下人」が白骨を見付けたことになっている。「社家記録」には「坊門讃州」と「讃岐」という二人の人物が所見するが（観応元年三月一日条）、両者の書き分けは厳密になされていない<sup>54</sup>。ただ、下人が四条坊門第の異常に気付いたという点からは、「東讃州」が四条坊門の東に住む讃州を意味している可能性が高いと思われる。「坊門讃州」と一致すると見て間違いなからう。『小右記』の事例であるが、小野宮第の近辺では隣家の家人たちが相互に放火・強盗などの異常を発見し、報せ合っているからである。【史料一】の事例も同様に隣人関係の発露と見られる。「坊門讃州」は顕詮の花見に同道し（観応元年三月一日条）、また自らの債権を回収した上で顕詮の進物料足に宛てるためこれを貸し出すなど（正平七年正月二二日条・二三日条・二月一〇日条）、顕詮と親密な関係を築いている。後者の事例では顕詮が請書を讃州のもとに「書遣」わしており、顕詮と別の場所に住んでいたことも明白である<sup>55</sup>。

さらに【史料一】では「西隣」が穢所から「別棟」に移した具足を取り出している。「西隣」の住人が判明しない以上、なぜ顕詮のためにこのようなことをしてくれるのかわからないのだが、行為だけを見ると、顕詮にとつてかなり都合よく動いてくれることは確かであろう。

なお、「西隣」との関係は不明だが、この少し前、顕詮は上洛してきた倉栖六郎左衛門を「付西小家」<sup>56</sup>にいる（康永二年七月一日条）。顕詮は倉栖に対して酒を「献」じ（一三日条）、また倉栖が下向している間、その荷物を預かっていることから（二五・二六日条、同年九月一二日条）、両者は対等に近い関係であると推測される。預かり料なのかどうか不明だが、

倉栖からは「ヒバリ毛馬」が顕詮に渡されたようである（七月二四日条）。右述の如く、四条坊門第の東西には隣人関係が存在し、日常的な交流の上に立って、緊急時の相互扶助がなされていたと思しい。

## おわりに

以上、本稿では顕詮の居住空間とその内外における社会関係を概観してきた。極めて羅列的、かつ推測に満ちた記述となってしまったが、およそ以下のような諸点が明らかになったと思う。

・ 顕詮は康永二年以降、百度大路桐房と四条坊門第の二つを用途に応じて使い分けていた。前者は基本的な居宅として、後者は家族の療養所や京内に出かける際の拠点として、また武士などに貸し出す用途でも使用された。

・ 桐房はもともと門弟の僧房であり、顕詮が移住する際に造作された施設としては既のみ判明する。また顕詮が執行になって以降も、記録上は目立った変化が見られない。神祇関係の特別な施設が見当たらず、仏事を忌むという観念が希薄であること、また房内に俗人の従者や女性が住まっていることなどから、桐房は社家の第宅というよりも里房に近い性格を有していたと思われる。

・ 当時社僧の住房が父子継承されるものとする観念は祇園社周辺にも存在した（正平七年五月八日条）。しかし、顕詮は門弟の所有する僧房に居住していたことから、これを息子の顕深に相続することが出来ず、顕深は新たに自己の家地を獲得する必要があった。この点で宝寿院流の「家」確立を顕深期に求める瀬田勝哉説は妥当性を有する。

・ 桐房・四条坊門第ともに、近隣と一定の隣人関係を結んでいた様子が看取される。

顕證の勢力形成過程、特に門弟・坊人との関係構築と、空間の問題とがどのように関わるかなど、残された課題も多いがひとまず擱筆したい。

## 注

- ① 橋本憲三編『高群逸枝全集』二・三（理論社、一九六六）、鷺見等曜『前近代日本家族の構造』（弘文堂、一九八三）など多数。
  - ② 大饗亮『封建的主従制成立史研究』（風間書房、一九六七）、渡辺直彦『日本古代官位制度の基礎的研究 増訂版』（吉川弘文館、一九七八）、藤木邦彦『平安王朝の政治と制度』（吉川弘文館、一九九二）、井原今朝男『日本中世の国政と家政』（校倉書房、一九九五）、元木泰雄『院政期政治史研究』（思文閣出版、一九九六）、藤田盟児『鎌倉前期の侍所の場的特質』（五味文彦編『中世の空間を読む』吉川弘文館、一九九五）など多数。
  - ③ 佐藤進一『日本の中世国家』（岩波現代文庫、二〇〇七（初出一九八三））。
  - ④ 告井幸男『個人的権限の顕現』（『撰関期貴族社会の研究』塙書房、二〇〇五（初出一二〇〇二））。
  - ⑤ 梶曉美『今出川殿における検非違使別当第序始の儀式と空間』（『日本建築学会計画系論文集』七七（六八二）、二〇一〇）。
  - ⑥ 藤田勝也『日本古代中世住宅史論』（中央公論美術出版、二〇〇二）、秋山喜代子『中世公家社会の空間と芸能』（山川出版社、二〇〇三）、飯淵康一『平安時代貴族住宅の研究』（中央公論美術出版、二〇〇四）、藤田盟児『鎌倉前期の上級貴族住宅における接客部分と障子上』（『建築史学』一九、一九九二）等。
  - ⑦ 山本幸司『穢と大祓 増補版』第五章（解放出版社、二〇〇九（初出一九九二））、西山良平『平安京の〈家〉と住人』（『都市平安京』京都大学学術出版会、二〇〇四（初出一九九七・九九九））。
  - ⑧ 保立道久『彦火々出見尊繪巻』と御厨的世界』（『物語の中世』講談社学術文庫、二〇一三（初出一九八六））。
  - ⑨ 吉田早苗『小野宮第』（臈谷寿ほか編『平安京の邸第』望稜舎、一九八七）、西山良平『平安京の〈家〉と住人』（注⑦前掲『都市平安京』初出一九九七・九九九）、同『平安京の〈門前〉と飛礫』（『同』、初出一二〇〇〇）。
- 南北朝期祇園社における居住と住宅
- ⑩ 大村拓生『居住形態と住民結合』（『中世京都首都論』吉川弘文館、二〇〇六（初出一二〇〇二））。
  - ⑪ 黒田俊雄『中世寺社勢力論』（『黒田俊雄著作集』三、法蔵館、一九九五（初出一九七五））。
  - ⑫ 辻博之『中世山門衆徒の同族結合と里房』（『待兼山論叢（史学篇）』一三、一九七九）。平雅行『中世仏教の成立と展開』（『日本中世の社会と仏教』塙書房、一九九二（初出一九八四））も参照。
  - ⑬ 西口順子『山・里・女人』、同『僧の「家」』（以上『女の力』平凡社選書、一九八七）。勝浦令子『女の信心』（平凡社選書、一九九五）も参照。
  - ⑭ 土谷恵『座主房の組織と運営』（『中世寺院の社会と芸能』吉川弘文館、二〇〇一）。
  - ⑮ 芳澤元『室町期禅宗の習俗化と武家社会』（『ヒストリア』二三五、二〇一〇）。
  - ⑯ 杉山信三『院家建築の研究』（吉川弘文館、一九八一）、川上貢『中世寺家住房の研究』（『新訂 日本中世住宅の研究』中央公論美術出版、二〇〇二（初出一九五三））、同『新訂 禅院の建築』（中央公論美術出版、二〇〇五）、山岸常人『中世寺院の僧房と僧団』（『中世寺院の僧団・法会・文書』東京大学出版会、二〇〇四（初出一九八九））、高橋慎一朗『寺院における僧坊の展開』（『中世都市の力』高志書院、二〇一〇（初出一二〇〇七））。高橋氏は、武士の住宅が僧坊に転用された事例を紹介し、また「神社色の強い寺社（鶴岡社・気多社・平泉寺など）においては、当初より神社域外に僧坊群が形成される」と指摘している。
  - ⑰ 下坂守『中世京都・東山の風景』（松本郁代・出光佐千子編『風俗絵画の文化学』思文閣出版、二〇〇九）によれば、百度大路南端には「菊水橋」がかけられていたが、そこを流れる谷川の名称は「菊水川」、さらにその南を流れる川は「轟川」であると比定されており、百度大路桐房に「白川」の異称がある理由は不明とせざるを得ない。
  - ⑱ 直前に「於「社家」という記述があるので、この時の吉書が百度大路桐房で行われている事は既に言明されている。したがって当該箇所は、持仏堂の名称が「桐房」であったことを示す注記と解する。
  - ⑲ 観応元年六月二〇日条・九月一日条・九月七日条。

- ①⑨ 観応元年六月二〇日条・九月二三日条、正平七年七月一日条・七日条など。
- ②⑩ 顕聖が通字等から顕詮の親族としての可能性をうかがわせる一方、国名からは紀氏一族ではなく社僧としての可能性をうかがわせる点は、本書所収大坪論文を参照のこと。
- ②① 観応元年五月八日条・一二月三日条、応安四年七月一二日条。
- ②② なお、顕詮の祖先の墓地は東山白毫院に存しており、第内には存在しない。応安四年七月一四日条、同五年七月一四日条。
- ②③ 良詮は顕詮の「雑掌」でありしは使者に立てられる人物であるが、顕詮の執任期間に限らず、長期間顕詮の使者として活動しており、顕詮と私的なつながりを有していたと考えられる(杉谷理沙氏のご教示による)。桐房で良詮の四十九日が行われている点は、こうした私的なつながりの強さと関わってこよう。「詮」の用字も気になるところだが、野地秀俊「『社僧』再考」(『佛敎大学大学院紀要』二六、一九九八)によれば、国名の名乗りは社僧であることの指標になるといふ。
- ②④ 山口弾正左衛門は、『太平記』卷二八「三角入道謀叛事」に義詮方として所見する「山口新左衛門尉」と同族か。三角入道の謀反は観応元年六月のことであるので、同一人物の可能性は低い。なお、山口弾正左衛門尉は貞和三年段階で和泉国に家人を有していた(『田代文書』、『大日本史料』第六編十、七九六頁)。花田卓司氏のご教示を得た。
- ②⑤ 顕詮と山口弾正左衛門は同年八月上旬に丹後所当米の件で状をやり取りし、八月二日には顕詮が山口を「招請」している。こうした交流関係を背景に貸借が行われた可能性が高い。なお、この貸借の後、かなり経った観応元年五月一九日に顕詮が山口弾正母儀のもとを訪れている。貸借が新たな人間関係を構築する面もあったと思われる。
- ②⑥ 川上注⑮前掲『新訂 日本中世住宅の研究』。
- ②⑦ 田坂泰之「室町期京都の都市空間と幕府」(『日本史研究』四三六、一九九八)。なお、氏に拠れば在京武士の第宅は、將軍からの給付・買得・借住・接収・寄宿・鎌倉期からの相伝といった方法によって確保され、正平七年以前から始まる「地方」の権限拡大に応じて給付の度合いが増すという。ここで扱う事例は正平七年よりも前であり、借住の形を取ることに
- 違和感を感じない。
- ②⑧ 川上注⑮前掲『新訂 禅院の建築』参照。
- ②⑨ 応安五年後半以降は奥での外出が急増し、一〇月二日には馬を売って奥を新調している。
- ③⑩ 康永二年七月二四日条、応安五年七月二三日条・一一月三〇日条・一二月二七日条など。
- ③① 康永二年八月二〇日条、応安五年八月二一日条・「杜家記録」卷一裏文書五四・五七・五八・六一など。
- ③② 応安五年七月一九日条・一二月二一日条・「杜家記録」卷五裏文書三三八。
- ③③ 用件の聴取は観応元年一〇月七・八日条、正平七年四月四日条、応安四年八月一日条などでも行われている。
- ③④ 『民経記』貞永元年閏九月五日条参照。
- ③⑤ 貞和六年正月二〇日条・二四日条・二月二日条・観応元年三月一〇日条・五月一二日条・六月一三日条・応安五年九月二二日条。
- ③⑥ 夜間であること、近くに顕詮所有の第宅が想定できないことなどから同一敷地内の可能性を想定する。
- ③⑦ 山本注⑦前掲書参照。モノは食物や櫃などを除いて穢れないので、具足を移動することは可能である。ただし、白骨、しかも首のみであるにも関わらず三〇日の穢とされている点、乙穢になるはずの顕詮が翌日以降も外出・対面などを行っている点、注連が引かれている点など、この事例における穢の扱いはよくわからない点が多い。
- ③⑧ 「障子ノ骨」とあるので襖障子か。
- ③⑨ 出自等は不明だが、妙浄と関連して正親町女房という女性が頻出する。妙浄の看病に泊まり込みで当たったり薬代を負担したりしているほか(観応元年四月二〇・二五日条・五月一四日条・六月一日条)、正親町女房が来た時には大概妙浄が酒を出している(貞和六年正月二七日条・二月八日条・観応元年一〇月二〇日条)、妙浄の姉妹と思しい。そのように考えてよければ、妙浄が単独で「正親丁」に行つて泊り、翌日顕詮が赴いている例(観応元年一二月一八・一九日条)、顕詮が「正親丁」の「尊命殿」と互いの家を行き来している事例などは姻戚関係に基づいていることなる(同年一〇月二八・二九日条)。尊命殿と正親丁女房は揃つて顕詮

の酒宴に来たこともあり(同年二月二日)、夫婦の可能性が高い。  
 ④〇 観応元年七月二日条。なお、この日坂本から顕詮のもとに瓜が送られてくるが、それとともに「女房方」から妙浄に対しても瓜が届けられた。妙浄の本復・移住を事前に知っていて桐房に届けたのだとすれば、山門周辺における女性のネットワークの存在を示す事例といえよう。

④一 小杉達「祇園社の社僧(上)」(『神道史研究』一八・二、一九七〇)、野地注②③前掲論文など。

④二 辻注①前掲論文。

④三 この頃の執行僧都が顕深であることは応安五年二月三〇日条「如例通夜、大神供祝執行顕深僧都随従」から知られる。

④四 『新修八坂神社文書』一七。具体的な位置については下坂注⑩前掲論文を参照。

④五 「祇園社文書目録」(『八坂神社文書』五)。

④六 瀬田勝哉「中世の祇園御霊会」(『洛中洛外の群像』平凡社、一九九四(初出一九七九))。

④七 『三鳥居建立記』貞治四年四月一二日条。

④八 観応元年六月八日条「一日条にかけて、「竹一」が罪を許される代わり顕詮に「奉公」「供奉」するようになった事情が記される。名前からして、恐らく下部クラスに当るのだろう。なお、同一日条に見える「新参男」左衛門二郎は、名前からみてやや上のクラス、中間にあたることになろうか。

④九 「社家記録」裏文書二二三所載氏名未詳書状に、「<sup>(甲)</sup>中よりわかき人のみやつかいのためにて、のぼりて候。もしね<sup>(女房)</sup>うばうたちばし御<sup>(用)</sup>ようにも候ハ、めし候て、御らん候べく候」とある。これが顕詮に宛てられた書状だとすると、下女雇用の経緯を示す史料となり得る。

⑤〇 詳細不明ながら、応安五年一月二日条には「姫王女政所物、今日買<sup>レ</sup>之。二貫二百云々」という記述があり、他にも主人格の女性がいた可能性がある。

⑤一 辻注①前掲論文。

⑤二 大村注⑨前掲論文。

⑤三 野地注②③前掲論文。

⑤四 正平七年正月二日条「二月十日条で問題になっている宮籠一和尚本石女の借錢の件では、錢主が「讃州」「坊門讃州」とされている。また、観応元年三月一四日条「八月二日条では近江国十二条郷の件に関わって「讃州」「讃岐」が見える。

⑤五 西山注⑨前掲論文。

⑤六 なお、「讃州」「讃岐」も顕詮とは別の場所に住んでいた。「讃州」は顕詮宅に「来」ており(康永二年七月二日条・九月二日条・観応元年五月二五日条)、顕詮からは讃州方に薬の用途を「遣」わしている(観応元年四月一四日条)。「讃岐」にも状を「遣」わす記事がある(同年八月五日条)。注⑤に述べた通り両者は混用されているのだが、いずれも顕詮への奉仕とみられる動きをしている。まず「讃州」は、顕詮の必要経費を用立て(康永二年八月二日条)、赤舌講を勤仕し(観応元年七月二九日条)、近江国十二条郷に下向しているほか(同年三月一四日条・六月二七・二八日条)、妙浄に関連して所見する例が多い。即ち妙浄とともに正親町女房歓待の酒を振る舞い(貞和六年正月二七日条)、また妙浄の看病に際しては医師との取次ぎを行い(同年二月一七日条・四月三・一四・三三・三三・五月五日条)、病状について顕詮への報告を行っている(同年五月二五日条)。一方「讃岐」は、顕詮のために沽却状を作成し(康永二年八月九日条)、使者として用いられ(観応元年四月二日条・五月六日条・七月一四日条)、近江国十二条郷事にも関わっている(同年七月七日条・八月五日・二二日条)。そのほか「讃岐」は顕詮の花見に同道し(観応元年三月一日条)、顕詮の百種茶にも参加していると見られる(康永二年九月九日条に「岐」が見える)。「讃岐」は下人を抱えていたことも判明する(同年八月二二日条)。

(付記) 本稿は平成二十五年度文部科学省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による成果の一部である。

(日本学術振興会特別研究員)